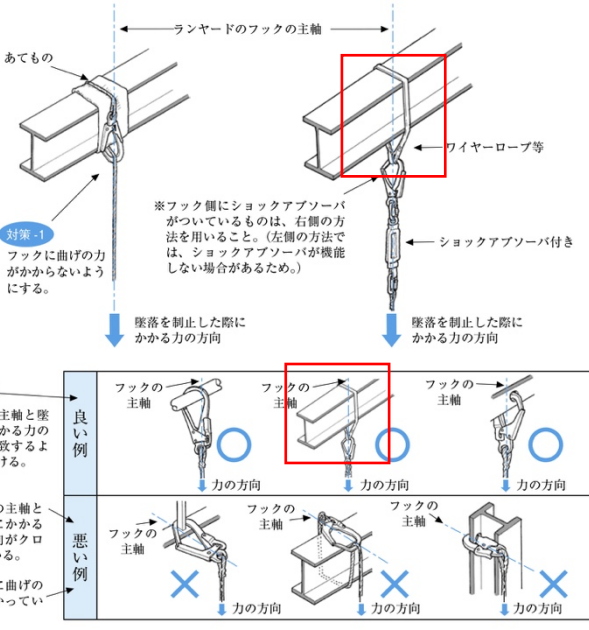
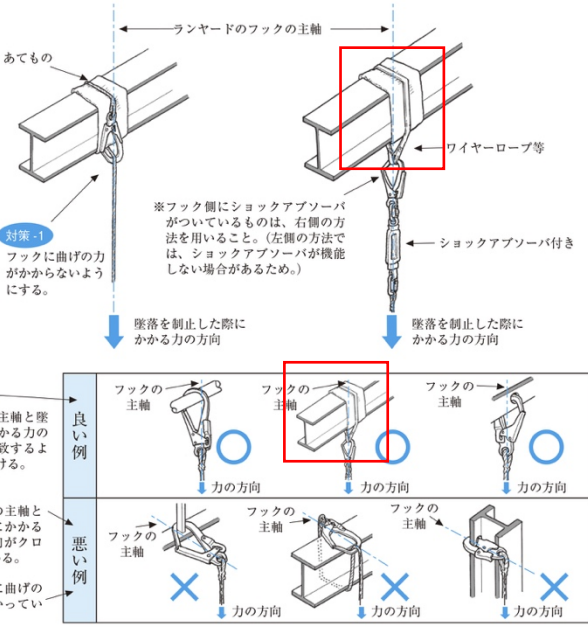
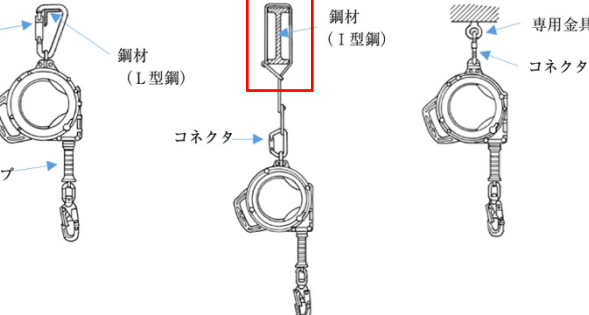
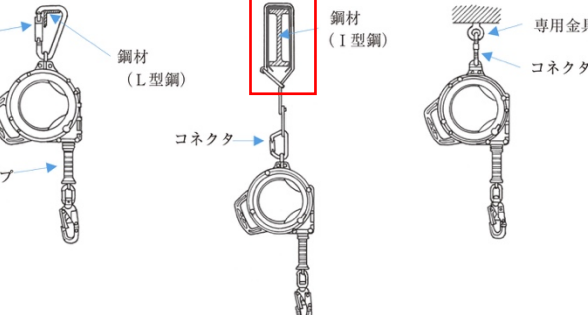
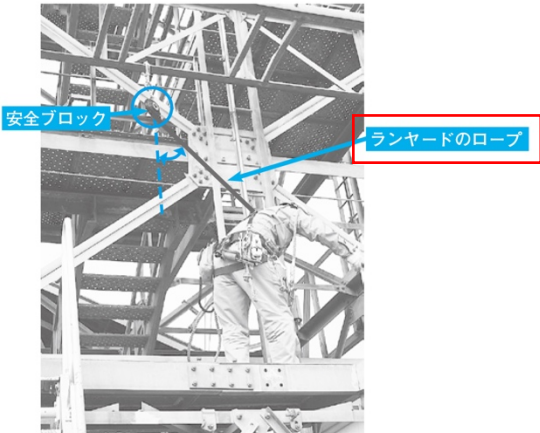
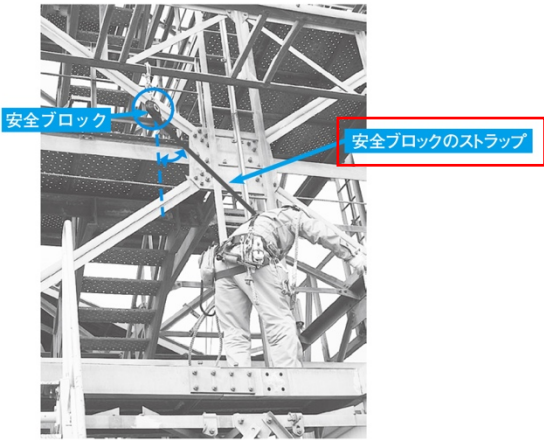
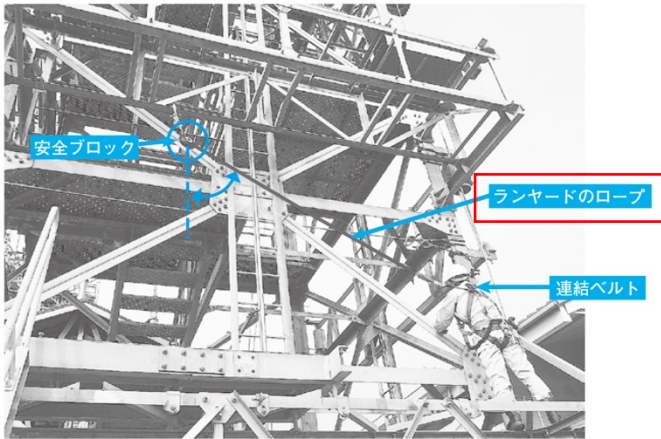
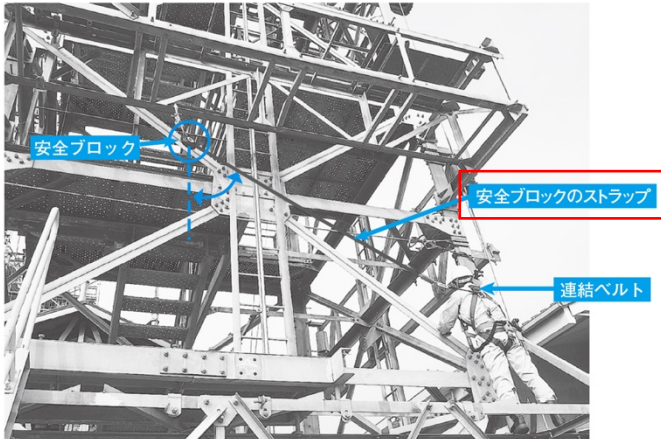


墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る
特別教育用テキスト ―フルハーネス型安全帯使用作業特別教育― No.120350

<新旧対照表> 第5版 令和7年4月10日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

(旧版) 第4版 (令和6年2月16日)			(新版) 第5版 (令和7年4月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
目次	5.3.1	現場で行う墜落制止後の対応	目次	5.3.1	作業所で行う墜落制止後の対応
2	上から17行目	・・・国内ではこれまで胴ベルト型が多く使 用されている。	2	上から17行目	・・・国内ではこれまで胴ベルト型が多く使 用されていた。
49	図2-5	(赤枠部分を修正)	49	図2-5	
 ランヤードのフックの主軸 あてもの ワイヤーロープ等 ※フック側にショックアブソーバがついているものは、右側の方法を用いること。(左側の方法では、ショックアブソーバが機能しない場合があるため。) ショックアブソーバ付き 墜落を制止した際にかかる力 墜落を制止した際にかかる力 対策-1 フックに曲げの力がかからないようにする。 対策-2 フックの主軸と墜落時にかかる力の方向が一致するように取付ける。 フックの主軸 力の方向 フックの主軸 力の方向 フックの主軸 力の方向 ※フックの主軸と墜落時にかかる力の方向がクロスしている。 ※フックに曲げの力がかかっている。 図2-5 取付設備へのフックの取付け (例)			 ランヤードのフックの主軸 あてもの ワイヤーロープ等 ※フック側にショックアブソーバがついているものは、右側の方法を用いること。(左側の方法では、ショックアブソーバが機能しない場合があるため。) ショックアブソーバ付き 墜落を制止した際にかかる力 墜落を制止した際にかかる力 対策-1 フックに曲げの力がかからないようにする。 対策-2 フックの主軸と墜落時にかかる力の方向が一致するように取付ける。 フックの主軸 力の方向 フックの主軸 力の方向 フックの主軸 力の方向 ※フックの主軸と墜落時にかかる力の方向がクロスしている。 ※フックに曲げの力がかかっている。 図2-5 取付設備へのフックの取付け (例)		
61	図4-2	(赤枠部分を修正)	61	図4-2	
 コネクタ 鋼材 (I型鋼) 専用金具 コネクタ ストラップ 図4-2 安全ブロックを取付ける対象物 (例)			 コネクタ 鋼材 (I型鋼) 専用金具 コネクタ ストラップ 図4-2 安全ブロックを取付ける対象物 (例)		

(旧版) 第4版(令和6年2月16日)			(新版) 第5版(令和7年4月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
64	図4-5	(赤枠部分を修正)	64	図4-5	
 ○安全ブロック取付点から30度以下の範囲内で使用			 ○安全ブロック取付点から30度以下の範囲内で使用		
 ✕30度以上の範囲で使用 写真4-5 安全ブロックの使用方法			 ✕30度以上の範囲で使用 写真4-5 安全ブロックの使用方法		
68	上から 3行目	墜落による <u>労働者</u> の危険を防止する措置として、・・・	68	上から 3行目	墜落による <u>作業者</u> の危険を防止する措置として、・・・
73	上から 5行目	・・・な場合は、 <u>現場</u> の状況に合った安全ネットを、・・・	73	上から 5行目	・・・な場合は、 <u>作業所</u> の状況に合った安全ネットを、・・・
75	上から 3行目	建設工事現場において、上部からの落下物が路地又は道路等に・・・	75	上から 3行目	建設現場において、上部からの落下物が路地又は道路等に・・・
77	上から 2行目	防護棚は、 <u>建設工事の現場</u> から落下物が外部に落下し、・・・	77	上から 2行目	防護棚は、 <u>作業箇所</u> から落下物が外部に落下し、・・・
84	下から 1行目	・・・るまでの間、 <u>現場</u> 仲間の適切な救助活動等が被災者の生死を分けることになる。	84	下から 1行目	・・・るまでの間、仲間の適切な救助活動等が被災者の生死を分けることになる。

(旧版) 第4版(令和6年2月16日)			(新版) 第5版(令和7年4月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
85	下から 3行目	・・・の場合は、上部から足かけ補助具下ろし、あるいは下から投げ上げて被災者に届ける。 足かけ補助具がない場合は、<u>現場内</u>にあるトラロープ等を代用する(P-88 参照)	85	下から 3行目	・・・の場合は、上部から足かけ補助具<u>を</u>下ろし、あるいは下から投げ上げて被災者に届ける。 足かけ補助具がない場合は、<u>作業所</u>にあるトラロープ等を代用する(P-88 参照)。
86	上から 9行目	5. 3. 1 <u>現場</u>で行う墜落制止後の対応 (1) レスキュー隊到着までの<u>現場</u>対応 レスキュー隊への救出要請をした場合、レスキュー隊が迅速な救助ができるように、<u>現場</u>で事前に行うべき事項は以下のとおりである。 ① レスキュー隊を呼ぶときは、<u>現場</u>住所や<u>現場</u>への進入路の目標物を正確に伝え、とともに、進入路入口に誘導員を配置する。 ② レスキュー隊のスムーズな<u>現場</u>到着のために、進入路に障害物等がないかを確認する。 ③ 墜落現場付近の機械や設備などを直ちに停止し、<u>現場</u>周辺を立入禁止にする。	86	上から 9行目	5. 3. 1 <u>作業所</u>で行う墜落制止後の対応 (1) レスキュー隊到着までの対応 レスキュー隊への救出要請をした場合、レスキュー隊が迅速な救助ができるように、<u>事前</u>に行うべき事項は以下のとおりである。 ① レスキュー隊を呼ぶときは、住所や進入路の目標物を正確に伝え、とともに、進入路入口に誘導員を配置する。 ② レスキュー隊のスムーズな到着のために、進入路に障害物等がないかを確認する。 ③ 墜落現場付近の機械や設備などを直ちに停止し、<u>周辺</u>を立入禁止にする。
88	上から 4行目	④ 建設工事現場では、トラロープ等を用いることにより、・・・	88	上から 4行目	④ 建設現場では、トラロープ等を用いることにより、・・・
98	対策	・・・、ショックアブソーバ付き <u>ダブル</u> ランヤードを使用する。・・・	98	対策	・・・ショックアブソーバ付きランヤードを使用する。・・・
100	対策	(赤枠部分を修正)	100	対策	
113	上から 10行目	・・・教育を行わなければならない。<u>ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。</u>	113	上から 10行目	・・・教育を行わなければならない。